

## 日野ゴルフ倶楽部競技参加者へのお知らせ

平成30年4月1日より倶楽部競技に於いて、距離測定機の使用を認めるローカルルールを採用致します。

【 ゴルフ規則 14 】 球の打ち方の、【 規則 14-3 】 人工の機器と異常な携帯品、携帯品の異常な使用の規則に『付属規則 I (A) 7』を適用します。  
プレイヤーは距離計測機器の使用によって距離の情報を得ることができる。  
正規のラウンド中にプレイヤーのプレーに影響する可能性のある他の条件（例えば、高低差、標高変化、風速など）を計測するために距離計測機器を使用した場合、プレイヤーは規則 14-3 の違反となる。



Hino Golf Club

## 追加ローカルルール補則

### 付属規則 I (A) 7

プレイヤーは距離等を計測する機器を使用することによって、距離の情報を得ることができる。プレイヤーのプレーに影響する可能性のある他の条件（高低差、標高変化、風速 など）を計測するために距離計測機器を使用した場合、プレイヤーは、

初回の違反：2 打罰

その後更に同じ違反があった場合：競技失格

ホールとホールの間での違反については、罰は次のホールに適用する。

（但し、高低差表示機能を有する機器は、高低差を表示しない設定での使用は可能である。）

※上記の機器を使用して得た情報の交換はアドバイスとはならない。

※距離計測機器を使用するためにプレーを不当に遅延させてはならない。



Hino Golf Club